



ふるさと散歩 多摩の植物

イヌツゲ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏



イヌツゲは庭木、垣根などによく使われているため、町の中を歩いていてもよく目に付く。一般の人たちは上にイヌをつげず、よくツゲの垣根などといって、何となく、イヌツゲとツゲはごっちゃにされていることが多い。どちらも木の姿も大きくなく、葉の形も小さいので、確かによく似ている。見分けるきめ手は葉のつき方で、イヌツゲは互生、ツゲは対生であることを知れば一目見ただけではつきり見分けがつく。ツゲは本州の関東以西に自生し、石灰岩質のところによく生える。多摩地方では奥多摩の

石灰岩地で稀に目につく。イヌツゲは分布は広く、山野どこにでも見られる。植物の名前でイヌを冠するものはそうでないものに対して役に立たないものにつけられることが多い。ツゲは器具材、とくに印鑑、櫛などに珍重される。イヌツゲはそれほど貴重な材でないことから上にイヌがつけられてしまった。ただし、イヌツゲも庭園樹(樹木アート、写真のウルトラマン)、生け垣、盆栽などとして大いに利用されている。ツゲの果実は緑褐色に熟し、イヌツゲは黒色に熟すのも区別点の1つである。



《今月の笑顔》



なかのちか
中野智香さん

おしまやよい
小島弥生さん



2021 年度税制改正大綱

「中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、
固定資産税は据え置きなど」



タックスコーナー

「確定申告会場への来場を検討されている方へ」
「スマホやパソコンでご自宅から申告ができます」



八王子市の企業支援制度「人材確保にお悩みの中小企業の方へ」



令和3年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど～

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などを行った場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

■研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5%が上乘せされます。

■所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

■繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

■株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べることであります。

■カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあたっては10%に控除額が拡大されます。

■中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅 消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅 消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅 消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅 消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象となりません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場**で当日配付しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする**場合があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス
 税務署に行く手間がかかりません **確定申告**
 確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます

STEP 2 申告書を作成
 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP 3 申告書を提出
国税庁ホームページからe-Taxで送信
印刷して郵送等で提出
 プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます

確定申告書の作成はこちらから

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式
 ① マイナンバーカード ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ

ID・パスワード方式
 ① ID（利用者識別番号）
 ② パスワード（暗証番号）

確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1 国税庁を「友だち追加」

STEP 2 「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署・希望日時を選択

STEP 4 申込完了→会場で提示

※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署や来場希望日時を選択

STEP 4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月中旬以降サービスを開始する予定です。

入場時にはこの画面をご提示ください

女性部会設立35周年記念事業 ～八王子織物によるマスク、オリジナルバックを制作～

企業活動の先頭に立って活躍する女性経営者、役員、従業員の方々約200名で構成される女性部会。会員交流、研修、租税教育と、特色ある事業を企画しており、12月号でご紹介した「税に関する絵はがきコンクール」も女性部会が中心となって運営しました。

2020年4月、設立35周年を迎えた同部会では、約1年半前から特別委員会を設置して記念事業を企画。当初は他地域の女性経営者との交流を目的とした視察旅行を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を断念。昨年初夏の頃より、記念事業の内容を一から検討し直した結果、八王子織物によるマスクと、エコバックとしても利用可能なオリジナルバックのセットを制作。記念品として部会員全員に贈呈す



記念品を手にする女性部会役員

山田副会長 (マスク) 芦田女性部会長 (記念品セット) 鈴木記念事業委員長 (オリジナルバック)

ることを決め、12月までに発送作業を終えました。

感染症対策と、レジ袋有料化という、2020年の社会を取り巻く、二つの大きな時流にあわせた記念品は、多くの方々からご講評をいただきました。

児童養護施設など福祉施設へマスクを寄贈

青年部会社会貢献委員会では、家庭や事業所で活用されていない未使用のマスクを回収させていただき、八王子市内の児童養護施設や福祉施設に寄贈する取組を行っています。

寄贈にあたり、市内5か所にマスク回収BOXを設置し、皆様に協力を求めたところ、これまで1800枚のご寄付をいただいています。

今年度中に4ヶ所の施設に寄贈させていただくこととしており、これまで2ヶ所にお届けさせていただきました。

なお、マスクの回収については、2021年3月末まで行っていますので、引き続きご協力をお願いします。



『今良学舎』田城施設長 黒須青年部会長



『武蔵野児童学園』金子施設長(右) 寄付された多くのマスク

「季節の草花・寄せ植え教室」を開催しました

由木地区では12月15日、由木東市民センターを会場に、「季節の草花・寄せ植え教室」と題して講習会を開催。同地区会員のグリーンギャラリー・ガーデンズのスタッフの方から、作業の進め方を解説していただきました。

感染症対策として、会場の使用定員が厳しく制限される中、来場しての受講は1社1名に限定。その他に1社あたり最大2名分まで、寄せ植えの材料を提供し、実際に受講された方から内容を伝えていただく方法を採用し、合計で48名の参加者を集める事業となりました。

当日は、作業をする講師の周囲に受講者が集まることを防ぐため、ウェブカメラで講師の手元を撮影し、会場のスクリーンに大きく投影する方法も感染症対策の一つとして取り入れました。



感染対策のためスクリーンを使い、講師の手元を拡大



完成した、お正月を連想させる寄せ植え

カニカマハナコさんによるトークショーを開催 ～カニカマを愛する主婦 3年間で1000メニューの歩み～

JR八王子駅を中心に隣接する中央地区と南地区では、11月27日、三崎町・EBISUYAに料理家のカニカマハナコさんを迎え、2地区合同のトークショーを開催しました。カニカマを使ったオリジナルレシピがInstagramで人気を集めるハナコさんは、『マツコの知らない世界』をはじめ、メディアへの出演経験も豊富。八王子を盛り上げる人物の一人として、注目を集めています。

当日は、数々のレシピの誕生秘話などを語っていただくとともに、試食会も開催。参加者にとっては、カニカマ料理の奥深さを実感するひと時となりました。



カニカマハナコさん



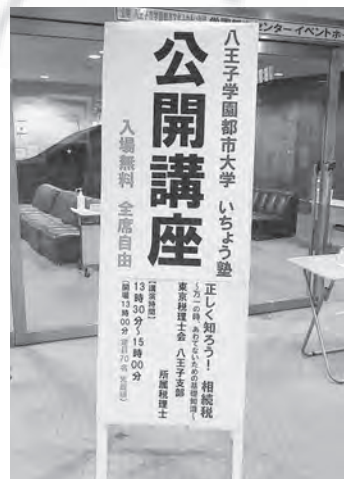
試食用のカニカマ料理とトークショーの様子



■法人会では公益事業の一環として、市民を対象とした「八王子学園都市大学」の「いちよう塾」公開講座に、八王子税務署、東京税理士会八王子支部との三者合同で、税に関する講座を提供しています。

■今回は税理士・中嶋裕介氏を講師に迎え、「正しく知ろう！相続税」～万一の時、あわてないための基礎講座～をテーマに開催。48名の参加がありました。

■当会では今後もテーマに沿った講座を開催していく予定です。(2020.12.8)



■ 八王子市からのお知らせ ■

人材確保にお悩みの中小企業の方へ

八王子市では、中小企業等の人材確保・定着を目的に、企業の魅力や求人情報を掲載できるwebサイトの運営や奨励金制度を実施しています。

●はちおうじ就職ナビ

主に若者を対象に、八王子市にある企業の魅力や求人情報を掲載するwebサイトです。サイト掲載費は一切かかりません。八王子市の企業として若者に知ってもらえるチャンスです。ぜひ採用活動にお役立てください。

【ポイント】

- ①求人情報が掲載できます。
- ②写真や動画で貴社の魅力を発信できます。
- ③掲載すると、新入社員の若者に奨励金を交付します。(下記「はちおうじ若者奨励金」)
- ④国・都・市の研修会や支援制度等の情報を随時メールでお知らせします。



はちおうじ就職ナビ

●はちおうじ若者奨励金

「はちおうじ就職ナビ」に掲載している中小企業等に正社員として就職した市内在住の若者(新卒3年以内)に対して奨励金(最大10万円)を交付します。申請期間は、就職した日から1年以内となっています。該当の新入社員の方がいましたら、ぜひお声かけください(期限を過ぎた場合は申請できません)。

【申込み・問い合わせ】

八王子市産業振興部産業政策課(八王子市役所6階)

TEL: 042-620-7252 e-mail: b091100@city.hachioji.tokyo.jp

「税制改正に関する提言」要望活動

2021年度税制改正に向け、全法連が取りまとめた要望内容を盛り込んだ提言書。この内容の実現を求めて、多田会長、小林副会長が、地元選出の衆議院議員、八王子市長、八王子市議会議員のもとを訪ね、協力を要請しました。



八王子市議会議員 浜中賢司氏(右)



文部科学大臣/衆議院議員 萩生田光一氏(右)



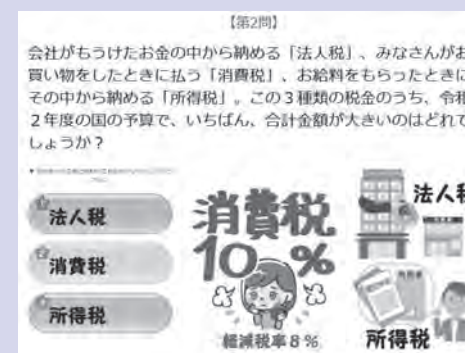
八王子市長 石森孝志氏
～代理: 宇田川税務部長(中央)～

オンラインで挑戦！WEB版「税金クイズ」を作成

社会貢献委員会では、例年小学校へ税金クイズの提供を行っていますが、今年度は新たな取り組みとしてWEB上でチャレンジできる「税金クイズ」を作成。全問正解すると、抽選でクオカードが当たるキャンペーンも実施しました。

(2021年2月末迄予定)

詳しくは当会ホームページをご覧ください。





江戸前寿司をお手頃価格で

京王高尾線「山田駅」徒歩1分、駐車場を完備しており、車で来店しやすい『すし処海苑』（井上恵司社長/南地区）。店内は広く開放的な造りとなっており、座席間隔も大きく取り、安心して来店できます。カウンター席、家族などで利用しやすいテーブル席、最大32名まで利用可能な個室も完備。

『江戸前寿司をお手頃価格で』、をモットーに、寿司職人が握る本格的な江戸前寿司を提供しています。店内は生簀もあり、さばきたての新鮮なネタを使用。マグロは全て天然で、マグロづくしはおすすめの一品です。ランチタイムの彩すしは909円（税別）から、お好みすしは1貫100円（税別）からご用意しています。日本酒やビールなどお酒やお飲み物もお手頃価格でご提供しています。また、デリバリーサービスも行っており、3,000円（税別）、半径3キロ圏内で無料配達致します。

オンラインショップ等通信販売を活用し、全国へ海苑の味をお届け

株式会社 海苑は八王子市台町で約50年にわたり本格中国料理と点心師による手作り点心を提供する『中国料理 海苑』を営業しております。ここ最近の食の変化にともない新規事業として、伊勢丹オンラインショップや自社のインターネット通信販売にも力を入れ、八王子だけでなく全国へ海苑の味をお届けし味わって頂けるサービスを展開しております。



店舗外観



開放的なカウンター席



鈴木マネージャー 井上常務



デリバリー特上すし



十分な座席間隔を確保した個室



特上寿司会席



オンラインショップサイトイメージ

〒193-0934 八王子市小比企町480-1 サニービルいそま1階 TEL : (042) 635-7772 ホームページ <http://sushi-kaen.tokyo/>

営業時間 (平日) 11:30~15:00 (LO14:30) 上記お時間ランチメニューご提供 17:30~22:00 (LO21:00)

営業時間 (土・日・祝日) 11:30~15:00 (LO14:30) 上記お時間ランチメニューご提供 15:00~22:00 (LO21:00) ※ 11:30~22:00の間フル営業いたします。

※政府の時短要請等により、営業時間を変更させていただく場合があります。

法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

消費税の期限内納付を忘れずに。



期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。

- 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



今月の笑顔



(散田町)

<http://misasagroup.co.jp/>

▼今月の笑顔は、JR西八王子駅南口から徒歩3分、『美ささ不動産株式会社』にお伺いしました。現在仮店舗で営業する同社は、自社物件で建て替えリニューアル中の『スーパーアルプス西八王子店』内に建物完成後移動する予定です。

▼大正6年織物製造を創業し、男帯の製造をはじめました。後に、不動産事業として昭和34年に前身の『大黒不動産株式会社』を設立し、現在では、『アクシス株式会社』を含め八王子市内全域をカバーする5つの会社と1つの関連会社からなる『美ささ不動産グループ』として発展を遂げています。

▼お忙しい業務の合間にお時間をいただき、専務取締役の榎崎雅彦さん、中野智香さん、小島弥生さんにお話を伺いました。

入社13年目を迎える中野さんは、現在家賃精算関係の業務を担当して4年目になります。「一つ一つ丁寧に取り組んでいます。繁忙期は件数が多く、その時期を乗り越える春は大変やりがいを感じます」(中野さん)

入社1年半になる小島さんは、物件入力業務を担当。「ネットでのお部屋探しをされる方が大勢いらっしゃいますので、新鮮な情報、及びお部屋の状況が分かる写真を掲載できるように努めています」(小島さん)

▼休日の楽しみをお聞きすると、「旅行が好きですね、今はコロナでなかなか行けませんが、独りで海外に行くこともあります」(中野さん)「演劇鑑賞とドライブをします。野田秀樹さんのお芝居を観るのが好きです」(小島さん)



事務 おじま やよい 小島弥生さん
 専務取締役 グループ統括 かしぎまさひこ 榎崎雅彦さん
 家賃精算担当 営業事務 課長 なかの ちか 中野智香さん

▼「二人とも頑張ってもらっています。管理業務まで行う当社は広い視野が必要になってきますが、中野さんは経験もあり、頼りになります。小島さんは、仕事に取り組む姿勢も真面目で、安心して業務を任せられます」(榎崎専務)

▼「テレワークの時代です。地方の方がお部屋探しをするとき八王子までお越しただけなくてもインターネット上でモニタを通して契約まで出来るような取り組みを進めています。皆様のお力になれるよう努めてまいります」と榎崎専務は語っていました。

お問合せ
 〒193-0832 八王子市散田町3-17-6
 電話 : 042-661-3333 (代表)
 FAX : 042-663-2020

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸 発行日 令和3年2月5日
 編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印刷 スズキ美術印刷(株)
 発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京八王子市南町9-8
 第45巻 第11号 通巻483号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)